

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名	神奈川県土砂の適正処理に関する条例				
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 11 編第 6 章		
所 管 室 課	県土整備局事業管理部建設リサイクル課				
条 例 の 概 要	土砂の適正処理を進めるために、土砂の搬出、埋立て等について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	土砂の不法投棄や埋め立てられた土砂の崩壊等による災害発生を防止し、土砂の適正処理を進め、県民生活の安全を確保するためには、既存の法令や市町村条例では対応に限界があり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	平成24年に、規模の大小にかかわらず土砂埋立行為等を適正に遂行させるために資力等の審査を全ての埋立許可申請者等に拡大し、県民への情報提供等を強化するために措置命令を受けた者の氏名等についても公表できることとするなどの条例の改正を行った。 当該改正後の許可案件で違反は発生しておらず、当該改正前の許可案件で発生した違反に対しては措置命令・許可取消の処分だけでなく当該改正に基づく措置命令を受けた者の氏名等を公表するなどしており、現行の内容は課題の解決に有効に機能している。			許可件数 平成22年度12件 平成23年度12件 平成24年度12件 平成25年度4件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	土砂の適正処理を進めるために必要な規制として、搬出は届出制、埋立ては許可制とすること等により指導、違反对応等を行う内容となっており、市町村や近隣県の規制状況等から見ても適正な水準を確保しており、現行の内容は効率的といえる。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例の目的である「土砂の適正処理」は、かながわブランドデザインのプロジェクト・主要施策中に「適正処理の推進」として位置付けられており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	土砂の搬出の届出制、埋立ての許可制、災害防止のための土砂搬入禁止区域の指定等の県民に義務を課す規定を有するが、土砂の適正処理を進めるために必要な規制であり、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>			